新コープのケガ保険　補償の概要等

保険期間：1年

※お加入いただくプランによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のプランの詳細については「補償内容」欄をご確認ください。

【国宝補償】国宝賠償基本特約

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方（被保険者）が、医師等による治療を必要とするケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

国内外問わず補償されます。天災危険補償特約（傷害用）がセットされているので、地震・雨水浸水はもちろんスポーツ中のケガ、ご家族の日常生活でのケガなども補償されます。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒または医学的処置用の薬剤による急性中毒を除きます。なお、職業病、テニス肘のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金お支払いの対象とならない場合に生じた障害の影響等によって、保険金をお支払いすべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、取扱代理店までお問い合わせください。

お支払いする保険金		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金		事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合**　▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●保険の対象となる方（被保険者）が故意に他の人にケガを負わせた場合 ●保険の受取人の故意または重過失による場合
後遺障害保険金		事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合**（後遺障害等級認定補償特約（第7級以上）セット）▶後遺障害の程度（後遺障害等級第7級～第1級）に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害一時金（治療給付金）	傷害一時金お支払いプランに付加される特約	1回の事故について、ケガがもとで医師等の治療を必要とし、**事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます）し、その治療日数***の合計が1日以上6日以内となった場合**に、傷害一時金お支払プランの治療給付金の全額をお支払いします。 （お支払額1倍単位） *1 入院・通院・往診・在宅療養・自宅療養・自宅待機・隔離・検疫・待機・待機・待機

お申し込み締切日と補償開始日

❶お申し込み締切日：毎月 15 日
❷補 償 開 始 日：お申し込み締切日の翌月 1 日午前 0 時

❸初回保険料の口座振替日：補償が開始した翌月より、毎月 5 日
（金融機関休業日の場合は翌営業日）

❶ 加入依頼書お申し込み締切日 → ❷ 補償開始日（1日） → ❸ 初回保険料の口座振替日（5日） → 契約更新日

毎月 15日	1の翌月1日	2の翌月5日	翌年 1月1日

解約される場合の書類のご提出締切日

❶ご 提 出 締 切 日：毎月 15 日
❷補 償 終 了 日：ご提出締切日の翌月 1 日午後 12 時
（ご提出、保険期間満了日が翌月 1 日に解約した場合、補償終了時刻は午後 4 時となります。）

❸最終保険料の口座振替日：補償終了日（1日）の属する月の 5 日

❶ 解約書類ご提出締切日 → ❷ 補償終了日（解約日） → ❸ 最終保険料の口座振替日

毎月 15日	1の翌月1日	2の翌月5日	1の当月5日

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）　新コープのケガ保険にご加入いただく皆様へ

マークのご説明　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報　ご加入に際して必ずご確認いただいた事項、特に事項、特にご注意いただきたい事項

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご案内を保険の対象となる方（被保険者）とする場合には、本内容を保険の対象となる方（被保険者）全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

Ⅰ お申し込みの手続きについて

加入依頼書に必要事項をご記入いただき、ご加入の生協にご提出またはご送付ください。毎月、お申し込みの締切日（ご加入の生協により異なります。）があります。

1. 用語のご説明

このパンフレットで使用する主な用語についてご説明します。

ご加入者（組合員）（加入のお申し込みをされるお客様）	この保険にお申し込みいただく方をいいます。
被保険者（保険の対象となる方）	保険の補償を受けることができる方をいいます。
親族	6親等内の血族の方と3親等内の姻族の方をいいます。

2. ご加入者の範囲

この保険にお申し込みいただけるのは、生協の組合員ご本人様となります。

3. 保険の対象となる方（被保険者）本人としてお名前をご記入いただける方

保険の対象となる方（被保険者）本人には次の①～③のいずれか方をご記入ください。
①組合員本人
②上記①の配偶者、子ども、両親、兄弟（同居）「生計を共にする」「血族や姻族かは問わない」
③上記②の同居している親族（「生計を共にする」「血族や姻族かは問わない」

Ⅱ ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

新コープのケガ保険は、日本コープ共済生活協同組合連合会を保険契約者とし、生協の組合員やその家族を保険の対象となる方（被保険者）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本コープ共済生活協同組合連合会が行います。基本となる補償、ご加入者のお申し込みに対応後に「加入いただける特約等は「補償の概要等」に記載のとおりです。ご加入いただける保険の対象となる方（被保険者）本人の範囲等につきましては上記1.3をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方（被保険者）ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償や保険金をお支払いする主な場合*1、「保険金をお支払いしない主な場合*2」や主な特約の概要等につきましては、「補償の概要等」をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、保険の対象となる方（被保険者）またはその家族が、補償内容が同様の保険契約*3を他の団体契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複するとお支払金額の合計が、どちらかのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の推奨や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください*2。2
*1 新コープのケガ保険以外の東京海上日動の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方（被保険者）が補償の対象外になったと判断し、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定 契約概要

新コープのケガ保険での保険金額はあらかじめ定められたプランの中からお選びいただくことなります。プランについての詳細は「補償内容」をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、全厚労のホームページ（https://www.hsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）をご確認ください。

（金額プランページ2）

5. 保険期間（保険の加入期間）および補償開始・終了時間 契約概要 注意喚起情報

❷毎月所定の締切日*3までに加入依頼書をご提出いただきますと、その締切日の翌月または翌々月1日の補償開始日*4となり、補償開始日の午前0時に保険責任が開始します。
*3 新コープのケガ保険のお申し込み締切日および補償開始日はご加入の生協により異なりますのでホームページ上に記載の「お申し込み締切日と補償開始日」をご確認ください。
❸前契約の解約日に次契約の中途加入日が一致し、保険の対象となる方（被保険者）の補償が継続する場合、その解約日を含む月の保険料は、次契約に含まれていては、前契約と次契約から重複して保険金をお支払いすることはできません。
❹保険期間は、補償開始後最初に到来する1月1日の午後4時までとなります。また、特段の申し出をされない限り、毎年自動的に更新されます。（更新後の保険期間は、毎年1月1日の午後4時から翌年の1月1日の午後4時までの1年間となります。）
※新コープのケガ保険の健全な制度運営のため、保険金のご請求状況等によって、補償の更新をお断りさせていただいたり、補償内容を制限させていただくことがあります。なお、その場合は事前にご加入者にご連絡いたします。
※死亡保険金の受取人に特定の方を指定された場合には、自動的に更新されず、毎年更新手続き分にて保険対象となる方（被保険者）の同意が必要となります。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等 契約概要

保険料の決定の仕組み 契約概要
保険料は「加入いただくプランによって決定されます。保険料は、「補償内容」をご確認ください。

保険料のお支払い方法 契約概要 注意喚起情報
保険料のお支払いは「月払」となります。補償が開始した月の翌月より、毎月所定の口座振替日*4にご加入者の指定した口座から保険料の口座振替を行います。
*4 保険料の口座振替日はご加入の生協により異なりますので、本パンフレット記載の「お申し込み締切日と補償開始日」をご確認ください。

第1回目の保険料の口座振替 注意喚起情報
第1回目の保険料の口座振替ができかった場合、その翌月に第1回目と第2回目のプラの保険料をご口座振替します。この時2か月分の保険料の口座振替ができなった場合には、ご契約は解除となり、補償開始日に遡って保険責任が終了し、その時点以降に生じた事故によるケガや損害に対しては、保険金をお支払いすることはできません。ただし、満期日（1月1日）までの未払込保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで満期までご契約を存続することができる場合がありますので、取扱代理店までお問い合わせください。
※5 2か月分の保険料の口座振替予定月の末日が保険期間の末日（1月1日）を超える（またいだ）場合は、保険期間の末日（1月1日）午後4時以降となります。

保険料の一括払込みが必要な場合 注意喚起情報
ご加入者が次の事由に該当した場合、満期日（1月1日）までの未払込保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで、満期までご契約を存続することができます。
①生協脱退等により、組合員でなくなった場合
②保険料*4が、毎月の口座振替日の翌月末までに払込みいただけなかった場合 等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、保険料を払込みいただく場合にはご連絡をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
*4 ご加入者が加入された、保険の対象となる方（被保険者）のすべての補償に関する保険料もいいます（加入内容変更によって必要保険料だけでなく、従来お」加入の保険料も含みます。）。

7. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要
新コープのケガ保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅲ ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務 注意喚起情報
●加入依頼書等に★マークが付された「他の保険契約等」の項目は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご、正確に記載してください（取扱代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
●他の保険契約等とは、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、ご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けできない場合があります。

2. クーリングオフ 注意喚起情報
新コープのケガ保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 死亡保険金受取人 注意喚起情報
傷害補償の死亡保険金は、原則として法定相続人にお支払いします。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方（被保険者）の同意を得てください。同意のないまま記載されてご加入された場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方（被保険者）のご家族等に対し、このご保険へのご加入について、ご説明ください。
死亡保険金受取人を指定を希望される場合は、お手数ですが、取扱代理店までお申し伝えください。

Ⅳ ご加入後におけるご注意事項

1. ご加入後の変更・解約 契約概要 注意喚起情報
●ご加入後、次の変更が生じる場合は、変更日より前に取扱代理店にご連絡ください。
①組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合
②保険の対象となる方（被保険者）の住所や氏名が変更となる場合
●ご加入後、新コープのケガ保険を解約される場合は、取扱代理店にご連絡ください。満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。ご加入内容および解約の条件につきては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還または未払保険料を解約日以降に請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、解約理由により異なります。返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から、始期日から解約日までの既に経過した期間に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりなりなります。解約のご連絡から保険料の口座振替が伸ばされるまでに所定の期間*7が必要となります。
*7 解約されます場合の書類のご提出締切日（書類受付日）と補償の終了日および最終の保険料口座振替日は、ご加入の生協により異なります。また、この保険商品の解約は、毎月1日となりますが、保険料は解約日の属する月の所定の日が最終振替日となります。
※最終振替日に口座振替できなかった場合には、翌月に再度保険料を口座振替します。
（例:毎月27日が口座振替日で6月1日解約の場合。
※6月27日に口座振替できなかった場合には、7月27日に保険料を口座振替します。）
●新コープのケガ保険は、生協の組合員とその家族のための保険です。組合員（ご加入者）が脱在ご加入の生協を脱退（転居含む）等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。なお、保険期間の終了時までは補償を継続することができる場合があります。ご、取扱代理店までお問い合わせください。

2. 保険の対象となる方（被保険者）からのお申出による解除 契約概要
傷害補償については、保険の対象となる方（被保険者）からのお申し出により、その保険の対象となる方（被保険者）に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族の皆様にご説明ください。

3. 満期を迎えるとき 契約概要
自動更新
保険期間は毎年1月1日午後4時から翌年の1月1日午後4時までの1年間となります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に更新されます。
保険期間終了で補償・補償の継続を制限させていただく場合
保険金請求状況等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただいたり、補償内容を制限させていただくことがあります。
補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。東京海上日動が普通保険約款、特約またには保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償についてはは更新日における内容が適用されます。このの結果、更新前の内容と比べると補償内容で更新されることや更新を行えないことがあります。
更新のご案内記載の内容
更新のご案内に記載されている組合員（ご加入者）の氏名（ふりがな）、組合員番号、補償内容等について確認いただき、変更がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
保険金請求忘れのご確認
更新のご案内にはいただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求はスマートフォンからも可能です。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。
ご加入内容を変更されている場合
ご加入内容を変更されている場合、お手元に届く更新のご案内等には反映されていない場合があります。なお、自動更新される場合、ご契約はこの更新のご案内等へ記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。

Ⅴ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い 注意喚起情報
●保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社）に対し、本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供します。
②契約継続、保険金支払い等の判断をするうえで必要とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用することの引受保険会社と引受保険会社グループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
③再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
④質権、抵当権等の担保権者に対する担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑤更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方（被保険者）の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご参照ください。
東京海上日動火災保険株式会社 www.tokiomarine-nichido.co.jp
共栄火災海上保険株式会社 www.kyoeikasai.co.jp
三井住友海上火災保険株式会社 www.ms-ins.com
損害保険ジャパン株式会社 www.sompo-japan.co.jp
●損害保険会社等の間では、傷害保険について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金のご請求の迅速・確実な支払を保障するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方（被保険者）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。
●保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、ご加入の生協に対し、本契約に関する個人情報を提供します。ご加入の生協は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、共済事業、利用事業、店舗事業、受託事業、福祉事業等の運営や商品・サービスの案内・提供など、それぞれの個人情報保護方針に従って利用します。個人情報全般に関する詳細内容は、日本コープ共済生活協同組合連合会およびご加入の生協のホームページをご参照ください。
日本コープ共済生活協同組合連合会 coopkyosai.coop

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除
●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方（被保険者）とする、ご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方（被保険者）の同意を得なかったときは、ご加入は無効となります。
●ご契約者、保険の対象となる方（被保険者）または保険の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入の取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険金社破綻時の取扱い等 契約概要
●引受保険会社が経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損保保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等の原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

4. その他ご加入に関するご注意事項
●新コープのケガ保険のご加入該度は、保険の対象となる方（被保険者）1名につきコース1人まで。

注意喚起情報
●代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立した契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票にはご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、本パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、本パンフレットにはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。
●ご契約が共同保険契約であるため、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記（共同保険引受保険会社について）をご確認ください。

新コープのケガ保険 加入依頼書の記入例

STEP 1 組合員（加入者）の情報をご記入ください。

STEP 2 項目をご確認の上、☑を入れてください。

STEP 3 保険に加入される方の情報をご記入ください。組合員様と同一の場合は右記をご覧ください。

STEP 4 2人目以降、保険に加入をご希望の場合にご記入ください。

STEP 5 加入者との続柄に該当の関係性を○してください。記載されている以外の方はお申込みできません。

STEP 6 お客様の控えとなります。上記依頼書の内容をご記入いただき切り取って大切に保管ください。

ご加入内容の同意内容について 私と保険の対象となる方（被保険者）を代理し、次の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。①私が所属する団体の団体コード（私が所属する団体の団体番号）であること ②「組合員資格確認書」の内容（ご加入内容確認書）の内容（「組合員情報の取扱いの内容（「組合員情報の取扱いの内容（「組合員情報の取扱いの内容 ③組合員資格の喪失の事実（ご加入内容確認書）の内容 ④ご加入内容の変更を申出ていないこと ⑤過去に変更が申出されていたことは、本加入手続き内容。
加入者票が送付されても契約は成立しないこと

2025年11月15日まで使用可　2024年7月作成 24T-000618

原票種類 K002

新コープのケガ保険 加入依頼書
日本コープ共済生活協同組合連合会 御中

申込日（記入日）	③令和 年 月 日	組合員番号（空欄でご記入ください）
組合員（加入者）	フリガナ / 漢字（自署）	生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	性別 男1 女2	電話番号 — —
	住所 〒 —	日中の連絡先
	フリガナ / 漢字	生協への口座登録 有 無
	補償開始日 ③令和 年 月 ① 日	項目 コード 内容

各項目に☑してください
□病気による死亡・後遺障害・入院・手術・通院の補償はありません。
□毎年1月1日に自動更新となります。
□入通院日額プランのみご：
更新時に保険の対象となる方が65歳になりますと、傷害一時金プランでの更新となります。

▲組合員（加入者）をご記入のうえ、▼保険の対象となる方の項目をご記入ください。▼ご加入プランは1つに○をつけてください。

保険の対象となる方（被保険者）1人目
氏名 / 漢字 / 住所 / 組合員氏名と異なる場合のみご記入 / 組合員氏名と異なる場合のみご記入 / 他の保険契約等★ / 生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 / 性別 男1 女2 / 加入者との続柄 本人 配偶者 親 子ども 兄弟 同居の親族
プラン名 月払保険料
傷害一時金プラン 900円 PB12
傷害死亡 傷害一時金プラン 740円 PO12
入通院日額プラン 1,470円 PB22
傷害死亡 入通院日額プラン 1,310円 PO22
入通院日額プラン 970円 PB11
傷害死亡 入通院日額プラン 810円 PO11
死亡 1,580円
後遺障害 1,580円
入院日額 500円
通院日額 250円
項目 コード 内容

保険の対象となる方（被保険者）2人目
氏名 / 漢字 / 住所 / 組合員氏名と異なる場合のみご記入 / 組合員氏名と異なる場合のみご記入 / 他の保険契約等★ / 生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 / 性別 男1 女2 / 加入者との続柄 本人 配偶者 親 子ども 兄弟 同居の親族
プラン名 月払保険料
傷害一時金プラン 900円 PB12
傷害死亡 傷害一時金プラン 740円 PO12
入通院日額プラン 1,470円 PB22
傷害死亡 入通院日額プラン 1,310円 PO22
入通院日額プラン 970円 PB11
傷害死亡 入通院日額プラン 810円 PO11
死亡 1,580円
後遺障害 1,580円
入院日額 500円
通院日額 250円
項目 コード 内容

★が付された事項（他の保険契約等）は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。詳細は「重要事項説明書」をご確認ください。

生協使用欄	受付連番	加入依頼書受付日	事業所コード	受付担当者	事業所コード	団体コード	新規
		令和 年 月 日			3381	0541	HR959

新コープのケガ保険 加入依頼書 受付印 この「受付印」は加入者票をお届けするまで大切に保管してください。

加入者氏名		傷害一時金プラン	入通院日額プラン	加入依頼書受付日	事業所名	担当者名
様	初年度	900円-2-X 740円-3-X	1,470円-2-X 1,310円-2-X 970円-2-X 810円-2-X	年 月 日		印
様	初年度	900円-2-X 740円-3-X	1,470円-2-X 1,310円-2-X 970円-2-X 810円-2-X			

郵便番号 981-3190
宮城県仙台市青葉区八幡4丁目2番35号
（株）コープ東北サービス 行
コープのケガ保険係
郵便料金別納
認可
4093
仙台北郵便局
平成27年1月1日
[キ]第[illegible]号

「コープのケガ保険」のお申し込は郵送もできます。
左記宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒に貼り付け、住所・氏名を お書きの上 お送りください。